

(再掲) 法テラス (正式名称: 日本司法支援センター)

P. 72参照

(8) 高等裁判所・地方裁判所・簡易裁判所

(組織の紹介)

罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判と、私人間の紛争を法律的に解決する民事裁判を行います。刑事裁判手続では、犯罪によって被害を受けた方等を保護するための様々な制度が設けられています。

裁判の優先的傍聴

(支援概要)

傍聴希望者が多い刑事事件で傍聴券が必要となった際、犯罪によって被害を受けた方等から事前に傍聴を希望する旨の申出があった場合には、優先的に傍聴席が確保されるよう配慮します。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人 (親権者など)
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族 (被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

事件記録の閲覧・コピー

(支援概要)

裁判の進行上支障がある場合や、関係者のプライバシーを侵害するおそれがある場合などを除き、刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

※閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円 (コピーをする場合は別途コピー代) が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人 (親権者など)
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族 (被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

意見陳述

→P. 84参照

証言する場合の不安等緩和措置

(支援概要)

事案によっては法廷で証言する際、家族等に付き添ってもらうことや、被害者等と被告人・加害者や傍聴席との間について立てを置くこと、法廷とテレビ回線で結ばれた別室から証言することができる場合があります。

(申出先) 検察官 (刑事事件のみ) または事件を審理している裁判所

被害者に関する情報の保護

→P. 85参照

刑事裁判への参加 (被害者参加制度)

→P. 84参照

損害賠償命令制度

(支援概要)

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

※申立手数料として収入印紙 2,000 円と、別途郵便切手が必要です。

(対象要件等)

殺人、傷害等の一定の刑事事件について

- ・被害者
- ・被害者の一般承継人 (相続人など)

(申出先) 事件を審理している地方裁判所

刑事和解

(支援概要)

被告人との間で、事件に関する損害賠償などの民事上の争いについて示談 (和解) ができた場合には、被告人と共同して、事件を審理している刑事裁判所に対し、示談の内容を公判調書に記載することを求める申立てをすることができます。示談の内容が記載された公判調書には、民事裁判で和解ができたのと同じ効力があります。

※ 申立手数料として収入印紙 2,000 円が必要です。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族 (被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

(窓口) 各裁判所 (地方裁判所所在地の簡易裁判所は P. 145 参照)

・札幌高等裁判所

〒060-0042 札幌市中央区大通西 11 丁目

TEL : 011-231-4200 FAX : 011-271-1456

ホームページ : <https://www.courts.go.jp/sapporo-h/>



・札幌地方裁判所

〒060-0042 札幌市中央区大通西 11 丁目

TEL : 011-231-4200 FAX : 011-271-0648

ホームページ : <https://www.courts.go.jp/sapporo/>



・函館地方裁判所

〒040-8601 函館市上新川町 1 番 8 号

TEL : 0138-38-2370 FAX : 0138-43-8193

ホームページ : <https://www.courts.go.jp/hakodate/>



・旭川地方裁判所

〒070-8640 旭川市花咲町 4 丁目

TEL : 0166-51-6251 FAX : 0166-54-2506

ホームページ : <https://www.courts.go.jp/asahikawa/>



・釧路地方裁判所

〒085-0824 釧路市柏木町 4 番 7 号

TEL : 0154-41-4171 FAX : 0154-41-6532

ホームページ : <https://www.courts.go.jp/kushiro/>



※受付時間はすべて 8:30~17:00 (祝日を除く月曜日~金曜日)

※ホームページ

裁判所における犯罪被害者保護施策 :

<https://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>

○当該ページでは、パンフレットなど、犯罪によって被害を受けた方への保護施策に関連する記事を掲載しています。



(9) 家庭裁判所

(組織の紹介)

非行少年、つまり罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などについて、調査、審判を行います。少年審判手続では、少年犯罪によって被害を受けた方等に配慮した様々な制度が設けられています。また、夫婦や親子関係などの争いごとを解決するために、審判や調停なども行っています。

事件記録の閲覧・コピー

(支援概要)

少年や関係者のプライバシーに深く関わるものなどを除き、少年事件に関する事件記録の閲覧、コピーをすることができます。

※閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所

意見陳述

(支援概要)

少年事件において、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

審判結果の通知

(支援概要)

少年事件において、少年に対する審判結果等の通知を受けることができます。通知の内容は、次のようなものです。

- 1 少年及びその法定代理人（親権者など）の氏名及び住居

- 2 決定の年月日
- 3 決定の主文
- 4 決定の理由の要旨

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所

審判状況の説明

(支援概要)

少年事件において、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所

審判傍聴

(支援概要)

少年事件のうち、一定の重大事件（被害を受けた方が亡くなったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った事件）については、裁判所の許可により、審判の傍聴をすることができます。ただし、少年が事件当時12歳に満たなかった場合には、法律により、傍聴が認められていません。

(対象要件等)

少年の故意の犯罪行為（殺人、傷害致死など）や過失運転致死傷等の一定の重大事件によって

1 被害者が亡くなった場合

- ・ 亡くなった方のご遺族（配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

2 被害者が生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った場合

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が重い病気やけがにより傍聴をすることが難しい場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

(窓口) 各家庭裁判所

・札幌家庭裁判所

〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目

TEL : 011-221-7281 FAX : 011-271-1082

ホームページ : <https://www.courts.go.jp/sapporo/>



・函館家庭裁判所

〒040-8602 函館市上新川町 1 番 8 号

TEL : 0138-38-2370 FAX : 0138-43-8193

ホームページ : <https://www.courts.go.jp/hakodate/>



・旭川家庭裁判所

〒070-8641 旭川市花咲町 4 丁目

TEL : 0166-51-6251 FAX : 0166-54-2506

ホームページ : <https://www.courts.go.jp/asahikawa/>



・釧路家庭裁判所

〒085-0824 釧路市柏木町 4 番 7 号

TEL : 0154-41-4171 FAX : 0154-41-6532

ホームページ : <https://www.courts.go.jp/kushiro/>



※受付時間はすべて 8:30～17:00 (祝日を除く月曜日～金曜日)

※ホームページ

裁判所による犯罪被害者保護施策 :

<https://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>

○当該ページでは、パンフレットなど、犯罪によって被害を受けた方への保護施策に関連する記事を掲載しています。



(10) 検察庁

(組織の紹介)

犯罪の捜査を行った上、検挙された加害者を起訴するか、不起訴にするかを決めたり、裁判で加害者が犯罪を行ったことを証明し、法の正当な適用を請求します。

被害者支援としては、様々な相談に応じたり、犯罪被害者等へ事件に関する情報を提供したりしています。

被害者支援員による支援

(支援概要)

犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、犯罪被害者等の状況に応じた関係機関・団体等を紹介するなどの支援活動を行っており、各地方検察庁に被害者専用電話・FAXとして被害者ホットラインを設置しています。

(窓口) 各地方検察庁設置の被害者ホットライン (P. 145参照)

被害者等通知制度

(支援概要)

刑事事件の処分結果、裁判結果、加害者が刑務所に入った場合には、受刑中の刑務所名及び同施設における処遇状況、刑務所から釈放される時期、釈放になったこと等をお知らせします。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の親族又はそれに準ずる者
(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
- ・目撃者その他の参考人等 (一部の通知を除く。)

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

(支援概要)

被害者等通知制度とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

確定記録の閲覧

(支援概要)

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、刑事確定訴訟記録法に基づき、閲覧することができます。

なお、裁判書以外の記録の閲覧可能期間は、原則として3年間となっています。具体的な手続きについては、検察庁までお問い合わせください。

※閲覧手数料として収入印紙150円が必要です。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁 (確定した刑事裁判の第一審判決言渡裁判所に対応する検察庁)

不起訴記録の閲覧

(支援概要)

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる事件(下記「刑事裁判への参加(被害者参加制度)」参照)の被害者等については、「事件の

内容を知ること。」などを目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

また、それ以外の事件の被害者等についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

公判傍聴

(支援概要)

被害者やご遺族等の方々は、優先的に裁判を傍聴することができます。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

意見陳述

(支援概要)

あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

刑事裁判への参加（被害者参加制度）

(支援概要)

あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に法廷で裁判に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合（要件についてはP.72～参照）は、国が報酬等を負担する弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を求めることができます。なお、同制度を利用して公判期日に出席された方には旅費や日当が支払われます。

(対象要件等)

殺人、傷害、危険運転致死傷、強制性交等・強制わいせつ、過失運転致死傷等の被害者参加制度対象事件について

- ・被害者
 - ・被害者の法定代理人（親権者など）
 - ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹
- ただし、平成 20 年 12 月 1 日以降に起訴された事件

（申出先）事件を取り扱った検察庁

（国選被害者参加弁護士の選定を求める場合は、日本司法支援センター（法テラス（P. 72））へ）

被害者に関する情報の保護

（支援概要）

性犯罪等の刑事事件について、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

（対象要件等）

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

（申出先）事件を取り扱った検察庁

被害回復給付金支給制度

（支援概要）

財産犯等の犯罪行為により加害者が得た財産（犯罪被害財産）については、その犯罪が組織的に行われた場合や、犯罪被害財産が偽名の口座に隠匿されるなどいわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合には、加害者からはく奪した犯罪被害財産を金銭化してその事件により被害を受けた方などに、その申請に基づき被害回復給付金を支給しています。

（対象要件等）

- ・刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者等のほか、そうした犯罪行為と一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者等

（申出先）支給手続を行うものとして公告された検察官が所属する検察庁

公判記録の閲覧・コピー

（支援概要）

起訴された事件の同種余罪の被害者等が、被害を受けた件の損害賠償請求をするた

めに必要があるときには、起訴された刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

※閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

（対象要件等）

- ・ 起訴された事件の同種余罪の被害者
- ・ 同種余罪の被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 同種余罪の被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

（申出先）起訴された事件を審理している裁判所に対応する検察庁

（窓口）高等検察庁、地方検察庁

- ・ 札幌高等検察庁（犯罪被害者等支援助策室）

〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目

TEL：011-261-9612（公安事務課内）FAX：011-222-7401

（受付時間：平日 9：00～17：00）

- ・ 札幌地方検察庁（被害者ホットライン）

〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目

TEL・FAX：011-261-9370

- ・ 函館地方検察庁（被害者ホットライン）

〒040-0031 函館市上新川町 1-13

TEL・FAX：0138-41-1655

- ・ 旭川地方検察庁（被害者ホットライン）

〒070-8636 旭川市花咲町 4 丁目

TEL・FAX：0166-51-6259

- ・ 釧路地方検察庁（被害者ホットライン）

〒085-8557 釧路市柏木町 5-7

TEL・FAX：0154-41-6133

※被害者ホットラインは、夜間・休日でも伝言やファックスでの利用が可能です。

※検察庁ホームページ：<http://www.kensatsu.go.jp/>



(11) 弁護士会

(組織の紹介)

弁護士法に基づいて地方裁判所の区域(管轄)毎に設置され、その区域に法律事務所を設けている全弁護士と弁護士法人を会員とする団体です。

(北海道には、札幌、函館、旭川、釧路に弁護士会があります。)

法律相談センター

(支援概要)

犯罪被害者等に弁護士による法律相談(電話相談や面接相談)を行います。相談内容は、示談交渉、民事裁判の提起、告訴手続等、捜査機関・司法機関(被害者参加、検察官から被害者への説明や裁判傍聴の同行など)・マスコミ等への対応、捜査機関及び司法機関からの情報収集、犯罪被害者等給付金の申請などがあります。

※相談料は、30分5,000円程度です。各地域により、又は相談内容により異なりますので、各弁護士会にお問い合わせください。

被害者専用電話相談窓口

(支援概要)

札幌弁護士会においては、被害者専用の電話相談窓口「犯罪被害者弁護ライン」を開設しています。また、電話相談だけでは十分でない場合には、面談による相談も行っております。(初回は無料です)

(連絡先)

TEL: 011-251-7822

相談日時: 毎週月曜日 10:30~12:30 毎週水曜日 17:00~19:00

(祝日、お盆期間、年末年始を除く)

相談料金: 無料(通信費はかかります。)

対象: 北海道内に在住の方又は北海道内で生じた犯罪の被害に遭われた方に限りです

(窓口)

・札幌弁護士会

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館 7F

TEL : 011-281-2428 ホームページ : <https://satsuben.or.jp/>



・函館弁護士会

〒040-0031 函館市上新川町1番3号

TEL : 0138-41-0232 ホームページ : <https://hakoben.or.jp/>



・旭川弁護士会

〒070-8636 旭川市花咲町4丁目

TEL : 0166-51-9527 ホームページ : <http://kyokuben.or.jp/>



・釧路弁護士会

〒085-0824 釧路市柏木町4番3号

TEL : 0154-41-3444 ホームページ : <http://www.946jp.com/ben54/>



(12) 司法書士会

(組織の紹介)

司法書士法に基づいて法務局又は地方法務局の管轄区域毎に設置され、その区域の司法書士を会員とする団体です。司法書士は、不動産取引や会社設立等における登記手続の代理、簡易裁判所における民事事件の訴訟代理（140万円以下。法務大臣の認定を受けた司法書士に限ります。）のほか、裁判所・検察庁・法務局に提出するあらゆる書類の作成を手がけています。

総合相談センター

(支援概要)

犯罪被害にあった方が検察庁に提出する告訴状や告発状の書類作成を行います。請求内容が140万円以下のものであれば、加害者に対し裁判外での示談交渉や損害賠償・慰謝料等の請求を行うほか、簡易裁判所を通してこれらの請求を行います。（法務大臣の認定を受けた司法書士に限ります。）また、法務局へ「人権侵犯被害救済手続き」の申立てを行い、人権擁護委員による援助、調整、説示・勧告を求めます。
※相談のみは無料、それ以外は、所定の費用を負担していただきます（分割支払い可能）

(窓口)

・札幌司法書士会

〒060-0042 札幌市中央区大通西 13-4 中菱ビル 6F

TEL : 011-281-3505 FAX : 011-261-0115

(受付 : 9:00~17:00 (祝日及び年末年始を除く月曜日~金曜日))

ホームページ : <https://sapporo-shiho.or.jp/>



・函館司法書士会

〒040-0033 函館市千歳町 21-13 桐朋会館 3 階

TEL : 0138-27-0726 FAX : 0138-27-0721

(受付 : 9:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く月曜日~金曜日))

ホームページ : <https://h-shiho.com/>



・旭川司法書士会

〒070-0901 旭川市花咲町 4

TEL : 0166-51-9058 FAX : 0166-51-5470

(受付 : 10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く月曜日~金曜日))

ホームページ : <https://www.asa-s.jp/index.htm>



・釧路司法書士会

〒085-0833 釧路市宮本 1-2-4

TEL : 0154-41-8332 FAX : 0154-42-8643

(受付 : 10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く月曜日~金曜日))

ホームページ : <http://kusiros.jp.org/>



(13) 矯正管区

(組織の紹介)

法務省矯正局の地方支分部局として全国 8 か所に設置され、その管轄区域の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院が適切に管理運営されるよう監督を行っています。

被害者等通知制度

(支援概要)

少年院送致処分を受けた加害者に係る被害者等通知制度についての質問に対する説明等を行っています。